

柏総行第340号
平成27年10月2日

柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 高岡 信男 様

柏市長 秋山 浩保

行政不服審査法の全部改正に伴う柏市の開示等請求制度
における対応について（諮問）

本市では、柏市情報公開条例及び柏市個人情報保護条例において公文書の開示を請求する権利や保有個人情報の開示等を請求する権利を定めています。そして、これらの条例に基づく開示等請求制度では、開示等請求に対する決定に対して行政不服審査法の規定による不服申立てがあったときは、柏市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」といいます。）に諮問し、審議会からの答申を尊重して当該不服申立てについての裁決又は決定をすることとしています。

しかし、平成26年6月13日に、全部改正された行政不服審査法が公布され、平成28年度から施行される見込みで、不服申立制度が大きく変わります。

そこで、柏市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第3号の規定により、行政不服審査法の全部改正に伴う本市の開示等請求制度における対応について下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 柏市情報公開条例に基づく開示決定等及び柏市個人情報保護条例に基づく開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に対する不服申立制度の在り方並びに柏市情報公開条例、柏市個人情報保護条例及び柏市情報公開・個人情報保護審議会条例の改正について

(2) 審議会と行政不服審査法第81条第1項に規定する附属機関及び柏市情報公開・個人情報保護審議会条例の改正について

(3) 不服申立人等が審議会に提出された資料等の写しの交付を受ける場合の手数料について

2 諮問事項に対する本市の対応（案）並びにその理由及び根拠

(1) 諮問事項（１）について

ア 本市の対応（案）

改正後の行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「改正行審法」という。）施行後も，柏市情報公開条例に基づく開示決定等及び柏市個人情報保護条例に基づく開示決定等，訂正決定等又は利用停止決定等に対する審査請求があったときは，改正行審法に基づく審理員による審理手続によらず，引き続き審議会に諮問することとし，審理員による審理手続に関する規定の適用を除外するなど柏市情報公開条例及び柏市個人情報保護条例について所要の改正を行うこととする。

イ 理由

(ア) 本市においては，審議会が，平成16年から現行条例における不服申立てについての審査を行ってきており，開示決定等に対する不服申立ての審理についての実績を有していること。

(イ) 審理員による審理手続とした場合，実施機関ごとに審理手続を行うこととなり，本市の情報公開及び個人情報保護制度の統一的な運用に支障が生じるおそれがあること。

(ウ) 審議会は，不服申立人及び実施機関双方の主張を聴き，実施機関の判断の妥当性について，第三者機関としての的確に判断することにより，不服申立てに対する実施機関の決定（裁決）に公正性を担保してきたといえ，審議会への諮問制度は改正行審法が目指す「公正性の向上」に沿ったものであること。

(エ) 国においても行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成27年法律第69号）において，行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律のそれぞれ一部改

正を行い，審理員による審理手続に関する規定の適用を除外し，情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとしていること。

ウ 根拠

改正行審法第9条第1項

「第4条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（略）は，審査庁に所属する職員（略）のうちから第3節に規定する審理手続（略）を行う者を指名するとともに，その旨を審査請求人及び処分庁等（略）に通知しなければならない。ただし，次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は，この限りでない。」

改正行審法における審査請求の手続は，審理員による審理手続の後，第三者機関に諮問し，その答申を受けて審査庁が裁決を行うことが基本とされている。ただし，改正行審法第9条第1項ただし書において，「条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合」は，審理員による審理手続を定める改正行審法第9条第1項本文の適用を除外することができる。

(2) 諮問事項（2）について

ア 本市の対応（案）

現行の柏市情報公開・個人情報保護審議会を改組し，改正行審法第81条第1項に規定する機関（第三者機関）の役割を併せ持つ附属機関とすることとし，審議会の名称の変更や所掌事務に改正行審法の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議することなど柏市情報公開・個人情報保護審議会条例について所要の改正を行うこととする。

イ 理由

(ア) 審議会は，柏市情報公開条例及び柏市個人情報保護条例の各規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議の経験を有しており，また，法律又は行政に関して優れた識見を有する委員により構成されていること。

(イ) 過去5年間の本市における不服申立て件数や，改正行審法の規定による諮問案件については審理員による審理が先

行して実施されることなどから、審議会を改組することで十分対応可能である考えられること。

(ウ) 審議会を改組し、一つの附属機関とすることにより一体的運営が可能になるなど、事務の効率化が図られること。

ウ 根拠

(ア) 改正行審法第 8 1 条第 1 項

「地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。」

(イ) 地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項本文

「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として ～略～ 審査会、審議会、調査会その他の ～略～ 審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」

(3) 諮問事項（3）について

ア 本市の対応（案）

改正後の柏市情報公開・個人情報保護審議会条例に基づき不服申立人等が審議会に提出された資料等の写しの交付を受ける場合は手数料を徴収することとし、手数料の額を定めるなど柏市情報公開・個人情報保護審議会条例について所要の改正を行うこととする。

イ 理由

改正行審法に基づく審査請求に係る審理手続及び第三者機関の調査審議手続において提出書類等の写しの交付を受ける場合は、政令又は条例の定めるところにより手数料を徴収することとされていることから、審議会の調査審議手続における提出書類等の写しの交付を受ける場合も同様に手数料を徴収することが適正と考えられること。

ウ 根拠

(ア) 改正行審法第 8 1 条第 3 項において読み替えて準用する同法第 7 8 条第 4 項

「第 1 項の規定に交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令（条例）で定めるところにより、実費の範囲内におい

て政令（条例）で定める額の手数料を納めなければならない。」

(イ) 地方自治法第 227 条

「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」

(ウ) 地方自治法第 228 条第 1 項

「分担金，使用料，加入金及び手数料に関する事項については，条例で定めなければならない。 ～略～ 」

3 参考資料

(1) 資料 1：行政不服審査法改正の概要

(2) 資料 2：不服申立て件数調査表（平成 22 年度～同 26 年度）